

第二十二條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要

する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 初回加算 300単位</p> <p>注1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（<u>法第5条第23項</u>に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（<u>法第5条第23項</u>に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>4～18 (略)</p>	<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 初回加算 300単位</p> <p>注1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（<u>法第5条第22項</u>に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（<u>法第5条第22項</u>に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>4～18 (略)</p>